

# 条例検討項目(対応措置)について(案)

産業部門

資料2

項 目	対応措置(案) (他都府県の事例を参考)	第4回検討会等における意見 ( ( )内は、第4回検討会を欠席した委員の意見)	意見を受けての対応措置 (下線は修正した部分)	事務局及び各課の見解	意見聴取が必要と思われる団体	備 考
事業者に対する温室効果ガス排出量の算定・公表及び削減計画の策定等	(長野県独自項目)  (産業部門と協定を結んで目標達成を促す。)		第5回検討会で検討する。		(社)長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会 (社)長野県環境保全協会(長野県地球温暖化防止活動推進センター)	
(運輸部門・民生部門を含む)	一定規模以上のエネルギーを使用する事業者は定期的に温室効果ガスの排出状況報告書、削減計画書、実績報告書を作成、提出、公表する。[義務付け]  上記対象者以外も同様とする。[努力義務]	公共施設は規模が小さくとも率先してトップランナーとして公表していく。事業者とは違うと思う。  地方自治体は実行計画をつくって、公表しなければならないことになっているので見せ方の問題。  事業者の作成書類に「再生可能エネルギーの活用」項目を加える。  (公共施設を含むので、意見聴取団体に、市長会・町村会を加える。)	一定規模以上のエネルギーを使用する事業者は定期的に温室効果ガスの排出状況報告書、削減計画書(再生可能エネルギー、グリーン電力に関する項目を含む)、実績報告書を作成、提出、公表する。[義務付け]  上記対象者以外も同様とする。[努力義務]	公共施設とそれ以外の民間事業者との線引きは、「一定規模」の基準を変えることにより可能である。  「一定規模」の基準については、改正後の省エネルギー法のエネルギー管理指定工場(電力・熱の合算で原油換算1,500kl/年)であれば設定が可能である。 しかし、基準の切り下げを行う場合には電力・燃料の使用量等の独自の調査が必要になる。  地方自治体については、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく、「地方公共団体実行計画」(都道府県・市町村の事務・事業に関するもの)の策定が義務付けられている。	(社)長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会 (社)長野県環境保全協会(長野県地球温暖化防止活動推進センター) 市長会・町村会	

# 条例検討項目(対応措置)について(案)

運輸部門

項目	対応措置(案) (他都府県の事例を参考)	第4回検討会等における意見	意見を受けての対応措置 (下線は修正した部分)	事務局及び各課の見解	意見聴取が必要と思われる団体	備考
大口自動車保有者に対する使用合理化計画の策定等	一定台数以上の自動車を使用する事業者は定期的に自動車の使用状況報告書、使用合理化計画書、実績報告書を作成、提出、公表する。[義務付け]	(異論なし)	(左の「対応措置(案)」に同じ)	「一定台数」の基準については、運送事業者の状況、安全運転管理者(営業車以外が対象)の設置状況により検討することが可能である。(参考:東京都 30台、滋賀県 50台、広島県 50台)  個別事業者ごとの保有台数が現時点では把握できない。	(社)長野県バス協会 (社)長野県トラック協会 長野県タクシー協会 (社)長野県経営者協会 (社)長野県環境保全協会(長野県地球温暖化防止活動推進センター)	
	一定台数以上の自動車を使用する事業者は低公害・低燃費車を一定割合以上導入し、定期的に導入状況を届出、公表する。[義務付け]	(異論なし)	(左の「対応措置(案)」に同じ)	「一定台数」の基準については、運送事業者の状況、安全運転管理者(営業車以外が対象)の設置状況により検討することが可能である。(参考:愛知県 200台)  個別事業者ごとの保有台数が現時点では把握できない。		
駐車場等でアイドリング・ストップの表示	一定要件以上の駐車場の設置者・管理者は、利用者にアイドリング・ストップの実施を周知する。[努力義務]	管理者に対しては義務付けするのは問題ない。  義務付けには対象の駐車場の把握が困難であり、公平性の問題から努力義務とした。  特定できる範囲の駐車場に義務付けし、それ以外を努力義務とすれば公平性の問題は起こらない。	一定要件以上の駐車場の設置者・管理者は、利用者にアイドリング・ストップの実施を周知する。[義務付け]  <u>上記対象者以外も同様とする。[努力義務]</u>	「一定要件」の基準については、駐車場法(都市計画区域内で500㎡以上の有料駐車場)及び大規模小売店舗法(店舗面積1,000㎡以上の大型小売店舗の駐車場)により一部は把握できる。個別の管理者の把握については調査が必要になる。	日本チェーンストア協会	
アイドリング・ストップの実施	アイドリング・ストップを徹底する。[努力義務]	対象は観光客も含めたすべてのドライバーになる。	<u>ドライバーに対してアイドリング・ストップを徹底する。[努力義務]</u>		(社)長野県バス協会 (社)長野県トラック協会 長野県タクシー協会	
マイカー通勤の削減	(長野県独自項目)  一定要件以上の事業所は従業員のマイカー通勤に伴う温室効果ガスの排出状況報告書、削減計画書、実績報告書を作成、提出、公表する。[努力義務]		第5回検討会で検討する。		(社)長野県経営者協会 (社)長野県環境保全協会(長野県地球温暖化防止活動推進センター)	

# 条例検討項目(対応措置)について(案)

運輸部門

項 目	対応措置(案) (他都府県の事例を参考)	第4回検討会等における意見	意見を受けての対応措置 (下線は修正した部分)	事務局及び各課の見解	意見聴取が必要 と思われる団体	備 考
公共交通機関の利用促進・改善	自動車の使用抑制や公共交通機関への利用転換等を行う。[努力義務]	<p>努力義務だけでは絵に描いたもちになると思う。例えば公共交通協力機構やTDMといった(具体的な)交通需要政策やその導入のどちらかを入れるべきだ。</p> <p>施策の部分も載せていかないと具体性に乏しく、実効性を求める県民にそぐわない条例ができてしまうという危惧をもっている。</p> <p>基本的には努力義務でいいのでは。(具体策を入れる場合)財政的な問題やどの程度の規模でやった方がいいかという問題がある。</p> <p>努力義務で終わってしまうと実際に動くことが非常に難しい。(具体策を入れた場合)小さな町村までどうやって広げていくのかという議論が必要となる。</p> <p>細かいことを羅列してしまうと骨太の部分が見えにくくなる。それにしても「これだけ(の表現)ではちょっとあまりにも」という意見に賛成。</p> <p>それぞれの地域特性に合わせたパークアンドライドシステムなどを何らかの形で促進するようなことを、しっかり入れていくべきだと思う。</p> <p>地域事情が異なるので一律に公共交通協力機構を条例で規定するのは難しいので、(具体策)は県民計画の中をいろいろやった方がいいのではと思う。</p> <p>京都市はTDMを答申で位置付けて条例を補足している。条文をシンプルにしたいのであれば、県が講ずべき施策として市町村がどういうことができるのかを項目別を書くことを提案する。</p>	(左の「対応措置(案)」に同じ)	<p>具体策については ・答申書に特に意見・要望として付す。 ・県民計画へ載せる。</p>	(社)長野県バス協会 長野県タクシー協会 長野電鉄(株)、松本電気鉄道(株)、上田交通(株)、しなの鉄道(株)、JR(東日本、東海、西日本)	
自転車を利用しやすい街づくり						
その他	一定規模以上の自動車販売事業者は店頭において購入者に自動車(新車)に関する環境情報を提供、説明する。[義務付け]	(異論なし)	(左の「対応措置(案)」に同じ)	「一定規模」の基準について、販売事業者ごとの販売台数や展示台数等が現状では把握できていないことから調査が必要となる。(参考:三重県、滋賀県、広島県 いずれも台数による限定なし)	(社)長野県バス協会 (社)長野県トラック協会 長野県タクシー協会 長野県自動車販売店協会	
	温室効果ガス排出量の少ない低公害車・低燃費車を購入、使用する。[努力義務]	ハイブリッド車がすべていいとは思わない。ディーゼル車も可能性はあるので検討が必要だ。	(左の「対応措置(案)」に同じ)			

# 条例検討項目(対応措置)について(案)

民生部門

項目	対応措置(案) (他都府県の事例を参考)	第4回検討会等における意見 ( ( )内は、第4回検討会を欠席した委員の意見)	意見を受けての対応措置 (下線は修正した部分)	事務局及び各課の見解 (一定規模の基準(案)等)	意見聴取が必要 と思われる団体	備考
家電製品の省エネルギー関連	家電販売店における省エネルギー性能の説明	<p>全部を対象にするのは無理なのか。</p> <p>全部の家電販売店にはお願いする。ある程度台数があるって見た目で比較ができないと、効果がないのかなというところで色分けをさせてもらった。</p> <p>(販売店には)説明する義務を負ってほしい。</p>	(左の「対応措置(案)」に同じ)	<p>「一定規模」の基準について、販売事業者ごとの販売台数や展示台数等が現状では把握できていないことから調査が必要となる。 (参考:東京都5台)</p> <p>(省エネラベルの説明が必要)</p>	長野県電機商業組合 (大型家電販売店)	
	省エネラベルの表示	<p>一定規模以上の家電販売事業者は店頭においてエネルギー消費量の多い家電製品(エアコン、冷蔵庫等)に省エネラベルを表示し、購入者に説明する。 [義務付け]</p> <p>上記対象者以外も同様とする。[努力義務]</p>				
その他	(各主体の責務) 日常活動に関し、地球温暖化対策のために必要な措置をとるものとする。	<p>何となくこれしかないかと思ったが、もっと積極的にやるべき。温暖化防止センターあたりにぜひやってもらいたいのは、家庭の省エネ相談員を各市町村に設置するとか、チェックしたい人に援助するようなくみをつくるのが重要だと思う。</p> <p>省エネパトロール隊の個人・家庭版をつくることに、地球温暖化防止活動推進員をうまく使うとか、もっと増やすとか、何らかの活動を文章に入れて、個人の省エネ活動をサポートすることを今後検討するということだ。</p> <p>省エネ推進員については、「その他」の項目で検討しなければならないと思う。</p>	第5回検討会(その他)で検討する。		(社)長野県環境保全協会(長野県地球温暖化防止活動推進センター)	

# 条例検討項目(対応措置)について(案)

民生部門

項目		対応措置(案) (他都府県の事例を参考)	第4回検討会等における意見 ( ( )内は、第4回検討会を欠席した委員の意見)	意見を受けての対応措置 (下線は修正した部分)	事務局及び各課の見解 (一定規模の基準(案)等)	意見聴取が必要と思われる団体	備考
建築物関係	大規模な建築物における環境配慮計画の策定等	一定規模以上の建築物の新築・改築等を行う建築主は温室効果ガス排出量に関する環境配慮計画書等を作成、提出、公表する。[義務付け]  上記対象者以外も同様とする。[努力義務]	温室効果ガス排出量に関する環境配慮というのは何を意味しているのか、屋上緑化や自然エネルギーの利用を括弧書きで構わないので具体的に書いてみてはと思う。  建物自身の断熱化というようなことも書いてください。	一定規模以上の建築物の新築・改築等を行う建築主は温室効果ガス排出量(断熱化・自然エネルギー利用・屋上緑化に関する項目を含む)に関する環境配慮計画書等を作成、提出、公表する。[義務付け]  上記対象者以外も同様とする。[努力義務]	「一定規模以上」の基準について検討が必要となる。(参考:東京都10,000㎡、大阪府5,000㎡、京都府2,000㎡)  改正後の省エネルギー法の規制と内容的に大きく異なるのは公表する点である。	(社)長野県建築士事務所協会 長野県建設業協会	
	建築時における環境配慮		県産材利用をチェックするような中身を考えていく必要がある。住宅等の建設に関しては、環境に配慮したものになるよう努力するというような努力義務。住宅関係の税制ということで、自然エネルギー利用についても何らかの検討を。	建築物の施主・施工者はその建築に当たって温室効果ガスの排出量を抑制する等環境に配慮する。[努力義務]			
	冷暖房温度の設定	(各主体の責務) 事業活動に関し、地球温暖化対策のために必要な措置をとるものとする。	冬の室内設定温度18度は、是非進めてほしい。(環境省は20 としているが、長野県はそれに上乗せする形になる。)  対応措置(案)だとあまりにも何も書かれていないに等しいので、緑化や冷暖房の温度設定みたいなことについて書き込んでもらいたい。  (行政機関・公共機関を含むので、意見聴取団体に、市長会・町村会を加える。)	(左の「対応措置(案)」に同じ)	具体策については ・答申書に特に意見・要望として付す。 ・県民計画へ載せる。	(社)長野県経営者協会 市長会・町村会	
ヒートアイランド対策・都市緑化	屋上緑化の推進		東京や大阪と違うのでヒートアイランドについて具体的に書いておく必要はそれほどないのではないかと考える。  (行政機関・公共機関を含むので、意見聴取団体に、市長会・町村会を加える。)			市長会・町村会	
環境教育関連	学校教育における環境教育の推進	地球温暖化対策に関する理解・関心を深め、行動を促していくため、幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象に、学校・職場・地域・家庭など、あらゆる機会を通じて、多様な主体の参加と協働による環境教育・環境学習を推進する。	主体がよく分からない。  主体は、県、市町村、ほかに例えば温暖化推進センターもある。  市町村に義務付けをするようなことは適切ではないので、「県は市町村をはじめ教育活動をしているところの協力を得て進めていく」というような趣旨に思う。	県は地球温暖化対策に関する理解・関心を深め、行動を促していくため、幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象に、学校・職場・地域・家庭など、あらゆる機会を通じて、多様な主体の参加と協働による環境教育・環境学習を推進する。[努力義務]		(社)長野県環境保全協会(長野県地球温暖化防止活動推進センター)	
	交通環境教育の実施		主体が、自分たちのことだと分かるような形で書いてください。  環境教育は、環境の捉え方が一人一人異なるので難しい。				

# 条例検討項目(対応措置)について(案)

民生部門

項目	対応措置(案) (他都府県の事例を参考)	第4回検討会等における意見 ( ( )内は、第4回検討会を欠席した委員の意見)	意見を受けての対応措置 (下線は修正した部分)	事務局及び各課の見解 (一定規模の基準(案)等)	意見聴取が必要 と思われる団体	備考
24時間営業関係	環境対策計画の策定等	24時間営業を行う事業者は定期的に温室効果ガスの排出状況報告書、削減計画書、実績報告書を作成、提出、公表する。[義務付け]		24時間営業を行う事業者は定期的に温室効果ガスの排出状況報告書、削減計画書(再生可能エネルギー、グリーン電力に関する項目を含む)、実績報告書を作成、提出、公表する。[義務付け]	24時間営業を行う事業者の業種(コンビニエンスストア、スーパーマーケット等)について検討が必要になる。	
	営業時間の削減	<p>(長野県独自項目)</p> <p>市町村の申し出を受けて県が地域指定し、市町村と関連業者が協定を締結する。その場合には県が公表する。</p>	<p>(長野県独自項目)</p> <p>大型化、24時間化になんとか歯止めをかけないとだめだ。少なくとも新規にやる場合になぜ24時間が必要なのかを、説明するとか届け出るというようなことをこの場で考えられないかと思う。市町村の申し出のほか、一般住民・地域からくる申し出も受けて、市町村と共に地域指定をすとかしない歯止めがかからないのではないかと。</p> <p>県が大手のフランチャイズチェーンと独自に協定を結ぶということは考えられないか。</p> <p>県全体にわたるフランチャイズ店に県が協定を求めることは可能だ。しかしその場合、地域特性が非常に失われてしまう場合が出てくる。県が協定の相手になることは構わない。</p> <p>県が一括協定を結び、そのうち半分は24時間営業をやめ、半分はやってもいいというようなやり方で地域特性を残すことも十分あり得ると思う。</p> <p>全国市長会では終夜営業自粛などを提言しているが、県内の市町村でも検討して提案すれば、県は交通整理するという話を市町村とのヒアリングでぜひやってほしい。</p> <p>(広域的に県レベルで取り組む必要があることから県が直接主体となるべきだ。)</p> <p>どちらを採るかは、今後検討する。</p> <p>公表の手段として、店頭には何かフォーマットをつくってシンボルマークを掲示するとかはどうかと考える。協力してもらっているところは、積極的に県がPRしたり、消費者の皆さんに見えるようにすることをやらなくてはいけないのではないかと思う。</p> <p>上のシンボルマークの意見はみんな賛成だと思う。</p> <p>24時間営業の各コンビニの中でも一枚岩でなくなってきたようで、具体的にはローソンのトップが今年の正月に24時間を含めて考え直すべきだという発言があった。ローソンのトップに来てもらい意見を聴ければ有意義な議論になると思う。</p>	<p>(長野県独自項目)</p> <p>(左の「対応措置(案)」に同じ)</p>		<p>長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会 長野県商店会連合会 長野県商店街振興組合連合会 日本フランチャイズチェーン協会 日本チェーンストア協会 長野県石油商業組合 市長会・町村会</p>

# 条例検討項目(対応措置)について(案)

民生部門

項目	対応措置(案) (他都府県の事例を参考)	第4回検討会等における意見 ( ( )内は、第4回検討会を欠席した委員の意見)	意見を受けての対応措置 (下線は修正した部分)	事務局及び各課の見解 (一定規模の基準(案)等)	意見聴取が必要 と思われる団体	備考
自動販売機関係	環境対策計画の策定等 (長野県独自項目) 自動販売機を設置する事業者は定期的に温室効果ガスの排出状況報告書、削減計画書、実績報告書を作成、提出、公表する。[義務付け]	県が特定の事業者と協定を結ぶ方向はあり得るのか。 買取の設置者までは難しいと思っている。 屋内と屋外の差はどのように認識するか。	(長野県独自項目) 自動販売機を設置する事業者は定期的に温室効果ガスの排出状況報告書、削減計画書(再生可能エネルギー、グリーン電力に関する項目を含む)、実績報告書を作成、提出、公表する。[義務付け]	自動販売機を設置する事業者の特定について検討が必要となる。	長野県食品自動販売機協会 全国清涼飲料工業会 日本自動販売機工業会 日本自動販売協会 長野県自動販売機事業者連絡会 市長会・町村会	
	屋内設置の推進 (長野県独自項目)	エネルギーの使用量が違うはずだが、同じ売上の自動販売機で屋内型と屋外型の両方があれば比較はできるかと思うが。 意見の趣旨は、影響が屋外のほうが大きいというふうに見ているのか。 景観上の問題もある。	(長野県独自項目)	(ベンダーのシェア調査)		
	設置台数の削減 市町村の申し出を受けて県が地域指定し、市町村と関連業者が協定を締結する。その場合には県が公表する。	長野県庁からまず手をつけないと、ここに堂々とあって削減しようとか報告を出せなんて言ってもどうしようもない。 ベンダーのシェアのことは調べておいてください。 (広域的に県レベルで取り組む必要があることから県が直接主体となるべきだ。)	(左の「対応措置(案)」に同じ)			
再生可能エネルギー関係	再生可能エネルギーを活用した電力の推進 電力供給者 電気事業者は再生可能エネルギーの導入計画書、実績報告書を作成、提出、公表する。[義務付け]	RPS法で再生可能エネルギーの決められた導入目標があることから、同じものが出てくるだけだと思う。RPSに上乗せして目標値を立てる義務付けだったら分かる。むしろ需要サイドから再生可能エネルギーの促進をしていく方が有効だと思う。大口電力利用者へ導入計画書等の提出を義務付ける方が効果がある。 何らかの公的資金との組み合わせでRPSの目標を上乗せするなら意味があるという意見だが、RPSの上乗せと公的資金の組み合わせは財政的なバックボーンを持っていないので、この部分は場合によっては削るということになる。 個別に公的負担との組み合わせによってRPSの上乗せが可能であれば条例の中の施策として検討していくように感じている。 上乗せはこの条例の中、県民計画の見直しの中で絶えず視野に入れていく。この条例の中の対応措置としては特にここになくてもいいのかわからないところだ。適切な対応措置の案については事務局で考えることとする。	(削除)	具体策については ・答申書に特に意見・要望として 付す。 ・県民計画へ載せる。	(株)中部電力	

# 条例検討項目(対応措置)について(案)

民生部門

項 目	対応措置(案) (他都府県の事例を参考)	第4回検討会等における意見 ( ( ) 内は、第4回検討会を欠席した委員の意見)	意見を受けての対応措置 (下線は修正した部分)	事務局及び各課の見解 (一定規模の基準(案)等)	意見聴取が必要 と思われる団体	備 考
<p>再生可能エネルギーを活用した電力の推進</p> <p>電力需用者</p> <p>再生可能エネルギーの利用促進</p> <p>マイクロ水力発電の推進</p> <p>太陽光・熱の利用</p> <p>風力発電の推進</p> <p>再生可能エネルギー関連</p>	<p>再生可能エネルギーを優先的に利用する。[努力義務]</p>	<p>県は再生可能エネルギーの開発などを積極的にやっていかなければならない。県は、財政的な裏付けを持って進めていくことを条例に入れたほうがいい。</p> <p>「皆さんやりましょう」というだけではできないので、県の施設に太陽光発電・太陽熱利用施設やペレットストーブ・ペレットボイラーを計画的に導入することにより、いっぺんには出来ないが、着手するという姿勢を示すのが大事だ。合わせて民間施設、市町村にも進める。そのために個人や企業や団体から協力を得て基金を作るような県民参加の財政負担も考えられるのではないか。</p> <p>公的機関の役割は、自然エネルギーの購入者としても重要である。グリーン購入と統合的に考えて目標値をある程度決めて、導入計画、実績報告の作成、提出、公表するような条例項目が必要ではないかと思う。</p> <p>検討会としては財政投資も含めて条例化すべきだという意見をきちっと出し、その趣旨に沿って県側がこういうことだったらその一部を利用して展開ができそうだとか、いろいろアイデアが出てくるはずだ。裏付けは難しいから、ここは一応努力するということだと進まないと思う。</p> <p>県が積極的に推し進めるために、計画を立てて公表し具体化するといった言葉を中に入れるべきだ。</p> <p>これまでの少しばらばらな進め方を統合して、計画を立てて進めていこうというのは条例化にそぐうと思う。公的機関に関して、県が率先して自然エネルギーの購入に努め、その購入計画もこの計画に含めていく必要がある。また、大口電力需要者に対する計画義務付けも条例として必要である。</p> <p>大口電力需要者については載せることにする。県や市町村が再生可能エネルギーの導入計画を立てること、グリーン電力購入の計画を立てることも条例に載せることにする。</p> <p>長野県としての特性を活かす意味で、再生可能エネルギーを具体的に括弧書きや「特に」として明記してもいいと思う。基本理念の部分で述べてもいいと思う。</p> <p>大口電力需要者とグリーン電力の調達は産業部門の事業主の項目に付け加えてはどうか。そのようにしたい。</p>	<p>(左の「対応措置(案)」に同じ)</p>	<p>(大口電力需要者に対する計画義務付け、県や市町村の再生可能エネルギー導入計画、グリーン電力購入の計画については、産業部門の対応措置に含める。)</p>	<p>(社)長野県経営者協会</p> <p>(株)中部電力 長野県ガス協会 長野県石油商業組合 長野県林業団体協議会(窓口)</p>	



# 条例検討項目(対応措置)について(案)

民生部門

項目	対応措置(案) (他都府県の事例を参考)	第4回検討会等における意見 ( ( )内は、第4回検討会を欠席した委員の意見)	意見を受けての対応措置 (下線は修正した部分)	事務局及び各課の見解 (一定規模の基準(案)等)	意見聴取が必要 と思われる団体	備考
再生可能エネルギー   関連	バイオマス   森林資源	(前ページと同じ) 再生可能エネルギーを優先的に利用する。[努力義務]	(前ページの続き) 雪の利用も考えている。  具体的にどのような制度を準備するかということは、条例でも検討していったほうがいい。  大本の基金をCO2を出しているところから持ってきて、出さないところへ支援してやるとか、そこまで手を入れないと書いてはみたけど進まないという状況が目に見えている気がする。  財政的な補助をどうやるかということを次回検討する。	(左の「対応措置(案)」に同じ)	(株)中部電力 長野県ガス協会 長野県石油商業組合 長野県林業団体協議会(窓口)	
	その他					
森林資源   関連		(「長野県ふるさとの森林づくり条例」で対応する。)	温暖化防止の側面からも森林づくり条例を支援するような趣旨のことがどこかに入って相互補完関係があったほうがいい。	県は、市町村、事業者、県民等と互いに協力して、地球温暖化対策を推進するために森林の整備を促進する。[努力義務]	長野県林業団体協議会(窓口)	
	県産材の利用促進	地球温暖化対策を効果的に実施するために必要な助成・税制その他の経済的措置に関する調査・研究を行うものとする。	県産材を使って住宅を建てた人に対する税制評価がまったくない。家屋調査の評価について全国レベルの基準ができていないのは、長野県らしい住宅を作ることによって森林が整備されCO2が削減されるというシナリオからは縁遠いもので、長野県らしい評価制度が出来ることが最も重要なことと思う。  現行の固定資産税のグリーン化を行うのは、地方税制の全体に関わることなので結構難しいこと。むしろ、県産材の利用特典という形などで負担の軽減という方策を検討した方がいいのではないかと思う。			
	その他	(「長野県ふるさとの森林づくり条例」で対応する。)  (国で対応中)		(2つ上の欄に同じ)		
有機物循環システム   地産・地消の推進	(農政部・教育委員会で対応する。)					
観光旅行者	観光旅行者その他の滞在者及び旅行関連事業者は地球温暖化対策に協力するものとする。[努力義務]		第5回検討会で検討する。		(社)長野県生活衛生同業組合連合会(長野県ホテル旅館生活衛生同業組合) 長野県ペンション振興協議会 日本観光旅館連盟(長野支部) 長野県旅行業協会 (社)日本旅行業協会(長野誘致仕入連絡会) (社)全国旅行業協会	
公共事業	(公共事業への配慮については、土木部で対応する。)					